

第三回臨時会

宮之城町・鶴田町・薩摩町での 三町法定合併協議会設置議案を可決

平成十五年第三回臨時会は、四月九日に開かれ、広域合併問題調査特別委員会中間報告の後、「専決処分の承認を求めることについて」ほか五議案の審査を行い、それぞれ原案可決して閉会した。

審議結果等は、次のとおりです。

専決処分の承認を求めることについて(四件)「承認」

○ 宮之城町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例を専決処分。

○ 宮之城町税条例の一部改正を専決処分。

○ 宮之城町国民健康保険税条例の一部改正を専決処分。

○ 一般公共事業債及び減収補てん債に係る地方債の補正を専決処分。

薩摩東部地区合併協議会の設置について「原案可決」

宮之城町、鶴田町及び薩摩町を合併対象町とする法定合併協議会を設置。

平成十五年度宮之城町一般会計補正予算(第一号)

「原案可決」

歳入歳出予算の総額に、それぞれ一、一八七万五千円を追加し、総額を七八億二、二八七万五千円とした。主に合併協議会設置に伴う経費の補正。

特別委員会中間報告概要

祁答院地区四町の合併を基本としながら、これまでの十六回にわたり、特別委員会を開催し、

執行部の報告を受けて協議を進める一方、熊本県中球磨五か町村合併協議会への先進地調査研修も実施した。さらには、祁答院町議会特別委員会との意見交換の実施、また、鶴田町・薩摩町の両町議会とともに、四か町合併の実現に向けての勉強会も実施しながら、精力的にその目標達成に向けて取り組んできた。

このようななかで、祁答院町は、川西薩摩地区への加入を表明されたが、四か町による法定合併協議会の設置を求める住民発議が出され、そして、住民投票に発展し、三月三〇日の住民投票の結果、僅差により四か町合併の夢は、実現困難な状況となった。

これを受けて、特別委員会では町長の出席を求め、今後の合併の進め方について説明を受けた。説明ではただちに、三町の首長による協議や三町の首長、議会議長、特別委員会正・副委員長による合同会を開催し、三町による法定合併協議会を設立していくということである。確認がなされたこのことである。設置議案については、三町で同じ時

期に臨時議会を招集し、提案することとし、住民への説明については、この後早急に開催していく計画とのことであった。

特別委員会のなかでは、関係議案を本議会に提案する以前に、住民説明会をもつべきであるとの強い要望が出された。この件は、三町による協議でも同じ要望が出されたが、これまで三町の活動が三月三〇日という期日に大きく制約を受けてきた関係で、日程的にどうしても無理とのことである。こういう条件下で、これから本格的、そして具体的な計画づくりが進められることになるが、今後ともより一層、住民に対する説明に努められ、その理解のもとに住民の意向を十分反映した新しい町の建設計画づくりが進められるよう、特別委員会として提言することとし、これまでに三か町による任意協議会の設置、さらには事務事業等の調整作業や各種協議会を進めてきた経緯も踏まえ、三か町による法定協議会設置やむなしとの結論に至ったしだいである。